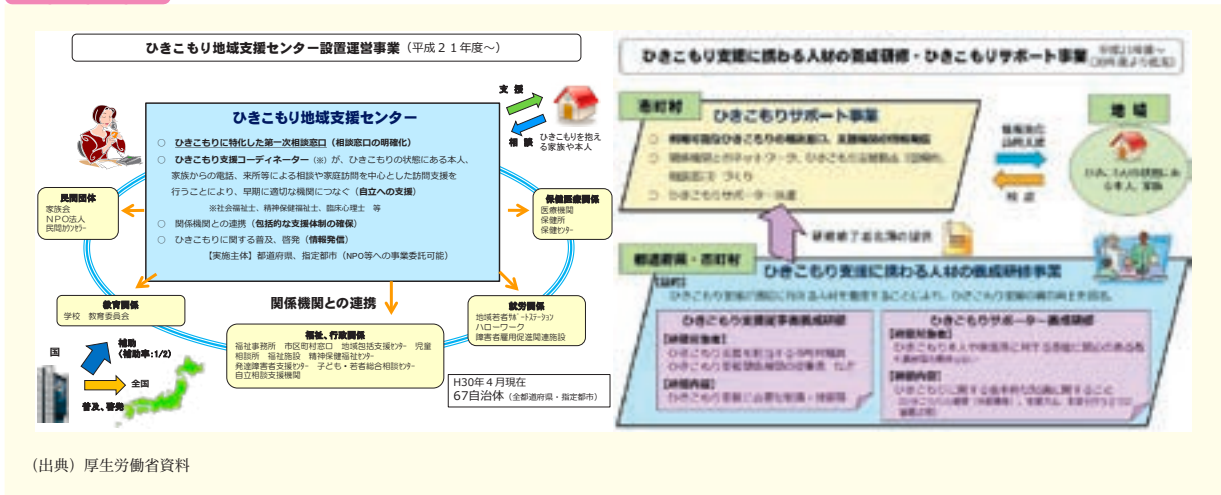


第3-10図 ひきこもり地域支援センターとひきこもりサポーター



(出典) 厚生労働省資料

(3) 不登校の子供・若者の支援 (文部科学省、法務省)

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である (第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」を参照)。

文部科学省は、平成28 (2016) 年12月に成立した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平28法105)を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を、平成29 (2017) 年3月に定めた。

不登校児童生徒への支援に係る施策として、平成30 (2018) 年度は学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究を実施した。令和元 (2019) 年度においても引き続き同調査研究を実施する。

そのほか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充など、教育相談体制の充実を図っている。

法務省の人権擁護機関においては、いじめをはじめとする人権問題について悩みを抱えている子供に対して、「インターネット人権相談受付窓口 (子どもの人権SOS-eメール)」や「子どもの人権110番」を開設し、相談に応じている。

(4) 高等学校中途退学者及び進路未決定卒業生の支援 (文部科学省、厚生労働省)

文部科学省は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」³の中で、高校中退の状況を把握し、公表している (第3-7図、第3-8表)。

また、平成29 (2017) 年度より、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体等の取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施している。

厚生労働省は、平成29年度より、「若年無業者等アウトリーチ支援事業」として、高校等とサポステ等との連携により、高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ (訪問) 型等による切れ目ない就労支援を行っている。

3 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm

COLUMN
No.3若者たちの眠れる才能を引き出す
～困難を有する若者の能力に着目した企業の取組～

ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の問題は深刻な状況にある。ここでは、ひきこもりの当事者又は経験者である若者の能力をいかして事業を展開する民間企業の取組を紹介する。

「株式会社ウチらめっちゃ細かいんで」は「誰もが、安心して働ける場を作りたい」というビジョンを掲げ、平成29（2017）年12月に設立された。同社はスタッフの8割以上がひきこもりの当事者及び経験者であり、彼らの持つ「細かさ」をいかすための働きやすい環境づくりを行っている。

まず、外出することが難しい若者が現状を大きく変えることなく仕事をできるようにするため、各スタッフの業務はホームページ・スマホアプリ作成のプログラミングなど、在宅で完結できるものに特化させている。

また、同社ではひきこもりの当事者・経験者を主な対象とした教育事業として、ホームページ作成等のITスキルを習得するための講座を開催しているが、ひきこもりの当事者・経験者であるスタッフが講師をサポートしており、主に在宅のままでもSNSなどを使用してサポートができる体制を整えている。さらに、原則として8時30分から21時30分までの間で自由に働くことができるようにするなど、勤務時間におけるスタッフの自主性を尊重している。

そして、社員は出退勤時に自身の体調を自己申告（「本日の体調は40%」など）する仕組みを設けており、「仕事をする上で体調の悪さは伝えづらい」という思い込みから解放し、弱さを見せやすい環境づくりを行うほか、体調が優れない期間が長引くような場合は面談を行うなど、働きやすい環境づくりを進めている。

また、同社はスタッフの経験をいかして、会議通話アプリを使用した「ひきこもりオンライン当事者会」やひきこもり当事者と一般の方が一緒にスマホアプリを開発しながら相互理解を深める「ひきこもりハッカソン」（ハッカソンとはハック（Hack）とマラソン（Marathon）を掛け合わせた造語）の開催、ひきこもりに関する情報を発信する総合情報ポータルサイト「ひきペディア」や在宅でできる業務に特化した求人ウェブサイト「ひきワーク」の運営など、ひきこもりの当事者やその家族、支援者等をサポートする取組を様々な形で行っている。



（在宅でできる業務に特化した求人ウェブサイト「ひきワーク」<https://hiki.work/>）

また、ひきこもり中にゲームやインターネットに長時間没頭する例が少なくないと言われていた中で、ゲーム愛好家のひきこもり当事者の能力に着目して事業を展開している企業もある。「株式会社デジタルハーツ」はゲームやデジタル機器の不具合検出（デバッグ）を専門とする企業であり、同社はゲーム好きの若者をはじめ、フリーター、学生、主婦、高齢者などを「ポテンシャルIT人材」として幅広く雇用している。同社には不具合をチェックする「テスター」が約8,000人登録されているが、その中には雇用前までひきこもり状態にあった若者もいる。

同社によれば、ひきこもりの当事者の中にはコミュニケーションを取ることは苦手だが、一つの事を完遂するためにひたむきに作業することは得意で、長時間にわたって画面と向き合う根気のいる作業を続けられるような、デバッグに適性がある者が多いとのことである。また、テスターの雇用に当たっては、初めからフルタイムの勤務を求めることはなく、週1日からの勤務でもよいこととしているため、ひきこもりの当事者が働き始める上でのハードルが低くなっている。

さらに、近年サイバー犯罪の被害が多く報告されるなか、同社はデバッグ作業に適性を持つ忍耐力と集中力を持った人材をいわゆるホワイトハッカー（コンピュータの知識と技術に精通し、それらを善意に基づいて使用する者）として育成しセキュリティ事業に活用する取組も始めている。具体的には、実践的研修（「デジタルハーツサイバーブートキャンプ」、以下「DHサイバーブートキャンプ」という。）を実施した後に提携会社でセキュリティ業務に従事させるというOJTの仕組みを構築している。このDHサイバーブートキャンプでは、ひきこもりの経験者が抜群の成績を残すこともあり、同社では、このような潜在的な能力を持つ人材の育成に注力している。



(DHサイバーブートキャンプの様子)

2 障害等のある子供・若者の支援

(1) 障害のある子供・若者の支援（文部科学省）

ア 特別支援教育の推進

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通常の学級における障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」⁴）においては、特別の教育課程の下、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成され、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して、指導が行われている。

文部科学省等では、特別支援教育を推進するため、以下のような取組を行っている。

- ・学習指導要領等改訂における特別支援教育の充実や特別支援教育に関わる教師の資質向上のための事業の実施
- ・小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある子供に対する支援に当たって、①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の方法、②学習上のつまづきなどに対する教科指導の方向性の在り方、③通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法、④学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方、⑤学校と福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法に関する研究
- ・障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助

イ 障害のある子供たちへの就学支援

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

ウ 障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

文部科学省は、こうした学習活動が一層推進されるよう、新学習指導要領においても障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることを規定するとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、平成29（2017）年7月に「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、平成30（2018）年2月に交流及び共同学習の一層の推進に向けた方策について提言を取りまとめた。同提言を踏まえ、交流及び共同学習を通じた障害者理解を推進するなど更なる施策の充実を図るとともに、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促している。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所⁵は、都道府県で交流及び共同学習を推進する立場にある教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進

4 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのある子供が対象。平成28年12月に省令改正等を行い、平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されることとなった。

5 <http://www.nise.go.jp/cms/>

と具体的な方策の普及を図っている。

エ 障害者の生涯学習の推進

平成30（2018）年3月に策定された第4次障害者基本計画や同年6月に策定された第3期教育振興基本計画において、障害者の生涯学習について明記されたことに基づき、文部科学省では、学校卒業後の障害者について、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実証的な研究等を行っている。また、障害者の生涯学習支援活動を行う個人・団体を表彰する「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰として、平成30（2018）年度は、67件の対象者を表彰した。さらに、障害の有無にかかわらずともに学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校～障害をこえてともに学び、つくる共生社会フォーラム～」を実施した。

オ スポーツ活動

文部科学省においては、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、地域において一体的に障害者スポーツを推進するとともに、身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備する取組を支援している。また、2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、令和2（2020）年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する「Specialプロジェクト2020」を推進するとともに、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、特別支援学校等を活用した障害者のスポーツ活動の拠点づくりを推進するための支援を実施している。さらに、令和元（2019）年度から、地域の障害者スポーツ用具（スポーツ車いす、スポーツ義足等）の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデルの構築支援を実施することとしている。

(2) 発達障害のある子供・若者の支援

ア 「発達障害者支援センター」⁶を核とした地域支援体制の強化（厚生労働省）

厚生労働省は、「発達障害者支援法」⁷（平16法167）に基づき、地域において医療、保健、福祉、教育及び労働分野の関係者と連携し、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している。また、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平28法64）が平成28（2016）年5月25日に成立した。本改正により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援を受けられる体制を構築することなどが定められた。

これらの改正内容等を踏まえ、

- ・平成30（2018）年度から、「発達障害者支援体制整備事業」の一部を新たに「発達障害児者及び家族等支援事業」として独立させることとし、従来から実施しているペアレントメンター⁸の養成やペアレントトレーニング⁹等の実施に加え、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を新たに盛り込んだ。
- ・都道府県等においては、平成28年度から、発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受けること又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組んでいる。

6 全ての都道府県・指定都市に設置されている。

7 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hattatsu/gaiyo.html>

8 発達障害者の子供を持つ親であって、その経験をいかし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

9 発達障害児者の親が自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。